

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> | <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> |

| 改正案 | 現 行 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------|--------------|-----------------------|----------------------|--|----------------------|---|--|---------------------|--------|--------------|-----------------------|----------------------|--|----------------------|---|
| <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合</p> <p>(2) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると協議会において認められた場合</p> <p>(3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合</p> | <p>2 前項の 規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合</p> <p>(2) 前項の 基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると協議会において認められた場合</p> <p>(3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="212 715 555 799">担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th data-bbox="555 715 1099 799">人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="212 799 555 884">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="555 799 1099 884">第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 884 555 1011">おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td data-bbox="555 884 1099 1011">第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 1011 555 1224">おおむね2,000人以上3,000人未満</td> <td data-bbox="555 1011 1099 1224">専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td> </tr> </tbody> </table> | 担当する区域における第1号被保険者の数 | 人員配置基準 | おおむね1,000人未満 | 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人 | おおむね1,000人以上2,000人未満 | 第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） | おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1191 715 1534 799">担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th data-bbox="1534 715 2092 799">人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1191 799 1534 884">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="1534 799 2092 884">前項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 884 1534 1011">おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td data-bbox="1534 884 2092 1011">前項各号 に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1191 1011 1534 1224">おおむね2,000人以上3,000人未満</td> <td data-bbox="1534 1011 2092 1224">専らその職務に従事する常勤の前項第1号 に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td> </tr> </tbody> </table> | 担当する区域における第1号被保険者の数 | 人員配置基準 | おおむね1,000人未満 | 前項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人 | おおむね1,000人以上2,000人未満 | 前項各号 に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） | おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の前項第1号 に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 |
| 担当する区域における第1号被保険者の数 | 人員配置基準 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| おおむね1,000人未満 | 第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| おおむね1,000人以上2,000人未満 | 第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当する区域における第1号被保険者の数 | 人員配置基準 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| おおむね1,000人未満 | 前項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| おおむね1,000人以上2,000人未満 | 前項各号 に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| おおむね2,000人以上3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の前項第1号 に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人 | | | | | | | | | | | | | | | | |